

川俣町公告 第 3 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び川俣町財務規則（昭和 6 1 年規則第 1 号）第 1 1 2 条の規定並びに川俣町建設工事等に係る条件付一般競争入札実施要綱（令和 4 年告示第 4 号）に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

川俣町長 藤原一二

入札公告（備品購入）

1	契約方法	条件付一般競争入札
2	工事等番号	第 2 1 1 号
3	業務等名	公金自動受取フルセルフレジ端末 購入
4	業務等の種別	物品の購入
5	業務等の概要	公金自動受取フルセルフレジ端末 購入 納品場所 川俣町役場
6	設計図書	別紙、仕様書等のとおり
7	契約の期間	契約日（議決の日）～令和 8 年 3 月 2 7 日
8	担当課	川俣町 会計室
9	入札参加資格要件	入札時に次の要件をすべて満たす者とする。ただし、入札時までに入札参加資格を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
	その他、次の要件をすべて満たす者	
	・ 本社又は支店等の営業所店が福島県に隣接する県内にあること	
	・ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること	
	・ 川俣町において指名停止期間中でないこと	
	・ 過去 2 年以内に同種又は類似の機器納品の実績があること	
	・ 会社更生法に基づく再生手続き中の者でないこと	
	・ 国税等の滞納がないこと	
10	入札参加申込	
	提出書類	(1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書
		(2) 川俣町工事等請負有資格業者名簿に登録が無い者にあつては、次の書類を提出すること。 ・ 会社の沿革 （沿革を確認できる資料を提出できる場合は、当該資料で代用可） ・ 従業員名簿 （従業員数を確認できる資料を提出できる場合は、当該資料で代用可） ・ 商業登記簿謄本又は商業登記事項証明書の写し

		(発行後3ヶ月以内のもの。事業主が個人の場合は身分証明書等の写しを提出すること) ・営業所等一覧表 ・委任状及び委任関係一覧表 (委任関係がある場合には、委任状と共に委任関係一覧表を提出すること) ・消費税及び地方消費税、法人税又は所得税の納税証明書又は写し (管轄税務署による納税証明書その3、その3の2又はその3の3。発行後3ヶ月以内のもの) ・市町村税の納税証明書又はその写し (市町村税(市町村民税、固定資産税、軽自動車税)の納税証明書又は「未納がない」という証明。委任関係がある場合は、委任元及び委任先双方の納税証明書を提出。発行後3ヶ月以内のもの)
	提出方法	書類の持参、又は郵送
	提出先	960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田30番地 川俣町役場本庁舎1階 会計室 電話:024-566-2111(代)内線1802 FAX:024-566-2438 メール:kaikei@town.kawamata.lg.jp
	申込受付期間	本公告日から令和7年5月12日(月)正午まで(必着) 受付時間は午前8時30分から午後5時00分まで ※書類持参の場合、役場閉庁時は受付しない。
11	設計図書(設計書、仕様書等)の閲覧	
	閲覧場所	川俣町役場本庁舎1階 会計室窓口及び町公式ホームページに掲載
	閲覧期間	本公告日から令和7年5月9日(金)午後5時00分まで ※役場閉庁時は応じない。
	設計図書に関する質問	設計図書等に関する回答は、質問書が提出された方法で質問者に対して回答する。また、質問内容及び回答内容は質問者が識別できる情報を除き、町ホームページにも掲載する。
	設計図書に関する質問への回答	設計図書に関する質問書に対する回答は、質問書が提出された方法で質問者に対して回答する。また、質問内容及び回答内容は質問者が識別できる情報を除き、町公式ホームページにも掲載する。
12	入札参加資格の決定	令和7年5月14日(水)までに電話により通知し、合わせて資格審査結果通知書を発送する。
13	入札参加資格が無いとされた者に対する理由の説明	
	説明の請求方法	入札参加資格がないと認められた者は、参加資格がないことに対する理由説明を書面(任意様式)により行うことができる。
	説明請求の期限	令和7年5月16日(金)午後5時00分まで
	請求に対する回答	令和7年5月20日(火)までに書面で回答する。
14	入札	
	入札の形式	入札書投函方式 (資格審査結果通知書を持参して指定時間までに集合し、会場の指示に従うこと。)
	提出書類	(1)入札書 (2)委任状(代理人により入札する場合に提出)
	入札の日時	令和7年6月3日(火) 午前10時
	入札場所	川俣町役場本庁舎 3階 大会議室

	入札の回数	再度入札を含めて２回までとする。
	入札保証金	川俣町財務規則第１１４条に基づき入札保証金を納付すること。ただし、同規則第１１５条に規定する減免に該当する場合を除く。
	入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
	その他入札に関すること	川俣町競争入札心得による。
15	契約事項	
	契約の確定	落札後は川俣町財務規則等に基づき契約を締結する。 この契約は、川俣町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会で議決を得たときに本契約として成立するものとし、議決を得ることができない場合には、契約を締結しなかったものとする。この場合において、契約相手方に損害が生じた場合、町は一切の賠償の責に應じないものとする。
	契約保証金	契約を締結しようとする者は、川俣町財務規則第９７条に基づき契約保証金を納付すること。ただし、同規則第９８条に規定する減免に該当する場合を除く。
16	前払金の支払い	無し
17	その他	本件公告に記載する内容のほか、関係する法令及び川俣町の入札・契約関係規程に基づく制度等について熟知のうえ入札に参加すること。